

奈良教育大学保健センター規則

平成16年4月1日
制 定

改正 平成17年 4月21日規則第39号
改正 平成19年 3月16日規則第16号
改正 平成23年 3月 4日規則第13号
改正 平成27年 2月27日規則第10号
改正 平成27年 7月29日規則第39号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学学則（平成16年奈良教育大学規則第1号）第25条第2項の規定に基づき、奈良教育大学保健センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、本学の学生及び教職員の身体的、精神的健康の管理（以下「保健管理」という。）に関する専門的業務を行い、もって健康の保持増進を期するとともに、健康教育の推進に貢献することを目的とする。

(業務)

第3条 センターにおいては、次の業務を行う。

- 一 保健管理に関する業務の企画立案に関すること。
- 二 健康診断及び事後措置に関すること。
- 三 健康相談・保健指導等の実施及び保健衛生知識の普及啓発に関すること。
- 四 学校保健安全法、労働安全衛生法等の法規に基づく専門的指導に関すること。
- 五 精神衛生等に関する相談並びに指導助言に関すること。
- 六 保健管理に関する調査及び研究に関すること。
- 七 健康教育に関する公開講座及び研修を実施に関すること。
- 八 その他保健管理に関する必要な専門的業務

(組織)

第4条 センターには、次の各号に掲げる教職員を置く。

- 一 保健センター長（以下「センター長」という。）
- 二 専任教員
- 三 保健管理医及び学校医
- 四 産業医
- 五 看護師

2 センターに、次の各号に掲げる教職員を置くことができる。

- 一 保健センター副センター長（以下「副センター長」という。）
- 二 カウンセラー
- 三 その他必要な教職員

(センター長等)

第5条 センター長は、センターの業務を掌理する。

2 センター長は、本学専任の教授又は准教授のうちから、次条に規定するセンター運営委員会（以下、「運営委員会」という。）の推薦を経て、学長が任命する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 副センター長は、センター長の職務を補佐し、センター長に事故があるときはその職務を代行する。

5 副センター長の任期は、センター長の任期の範囲内における2年以内とし、再任を妨げない。

6 センター長は、必要に応じて、本学専任の教授又は准教授の中から副センター長適格者を学長に推薦することができる。

7 学長は、前項による推薦を経て、副センター長を任命することができる。

（運営委員会）

第6条 センターの管理運営に関する事項を審議するため運営委員会を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関する規則は、別に定める。

（事務）

第7条 センターの事務は、各課の協力を得て、学生支援課及び総務課において処理する。

（雑則）

第8条 センターの使用に関する細則は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際、現に在職する所長は、この規則により任命されたものとみなす。ただし、その任期は、第5条第3項の規定にかかわらず、平成16年6月30日までとする。

附 則（平成17年規則第39号）

この規則は、平成17年4月21日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成19年規則第16号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第13号）

この規則は、平成23年3月24日から施行する。

附 則（平成27年規則第10号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第39号）

この規則は、平成27年7月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。